



長野県報

2月27日(月)
平成24年
(2012年)
第2347号

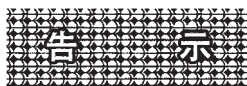
目次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康長寿課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	3
公共測量の終了(建設政策課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	5

公 告

技術提案書の提出の公募(情報統計課)	6
一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	7
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	7
長野県環境影響評価条例に基づく評価書及び要約書の送付及び縦覧(環境政策課)	7
長野県環境影響評価条例に基づく方法書の送付及び縦覧(環境政策課)	8
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)	8
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課)	9
一般競争入札(2件)(管財課)	11
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	13
一般競争入札(7件)(道路管理課)	13
一般競争入札(河川課)	19
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活環境課)	20
一般競争入札(消防課)	21
一般競争入札(2件)(医療推進課)	22
一般競争入札(砂防課)	24
一般競争入札(教育総務課)	24
正誤(生活排水課)	25



長野県告示第152号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。
平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
すみれ薬局	北安曇郡松川村5721-2067	平成24年2月1日
フタキ薬局	長野市上松4-5-11	平成24年2月1日

健康長寿課

長野県告示第153号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人友愛会 千曲荘病院 上田市天神4-17-8	医療法人友愛会 千曲荘病院 上田市常田3-15-58	平成23年4月1日

健康長寿課

長野県告示第154号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
ニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成23年12月31日
フタキ薬局	長野市上松4-1000-1	平成24年1月29日

健康長寿課

長野県告示第155号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡御代田町大字豊昇字お種窪1824の5、1826の1
- 2 指定の目的

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第156号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡御代田町大字豊昇字宮平1773の1、字後川原1874、1875、1877の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第157号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡松川村字南一ノ沢3271のイ、3271のロ、字北一ノ沢3272のり、3272のタ、3272のレ、字二ノ沢3273のロ、3273のハ、字南平道3286のり、3286のヌ、3286のル、3286のヲ、3286のワ、3286のカ、3286のヨ、3286のタ、3286のレ、3286のソ、3286のツ、3286のナ、3286のラ、3286のム、3286のウ、3286のケ、3286のフ、3286のコ、3286のエ、3286のテ、3286のア、3286のサ、3286のキ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第159号

茅野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間
平成23年7月11日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市常田二丁目722番の1地先から 上田市中央一丁目4705番の4地先まで	旧	6.0~16.8 m	0.5684 km
同 上	新	8.2~18.0	0.7622

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県伊那建設事務所長 原明善

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市長谷市野瀬110番の7地先から 伊那市長谷市野瀬1332番の1地先まで	旧	5.0~21.8 m	0.9366 km
同 上	新	9.2~48.0	0.9850
同 上	新	9.2~35.0	0.9850

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 内の萱伊那線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市小沢8220番の7地先から 伊那市小沢7736番の1地先まで	旧	4.6~27.6 m	0.2554 km
同 上	新	4.8~11.2	0.2645

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県木曾建設事務所長 石井杉男

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中津川南木曾線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1567番の60地先から 木曾郡南木曾町吾妻1567番の48地先まで	旧	8.2~34.3 m	0.0818 km
同 上	新	11.1~36.3	0.0818

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯田南木曾線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻4689番の473地先から 木曾郡南木曾町吾妻4689番の472地先まで	旧	6.1~25.9 m	0.1904 km
同 上	新	7.8~29.3	0.1904

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 開田三岳福島線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳9049番の2地先から 木曾郡木曾町三岳9067番の1地先まで	旧	11.3~24.8 m	0.1760 km
同 上	新	11.3~30.2	0.1760

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上松御岳線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町小川4197番の1地先から 木曾郡上松町小川4230番の76地先まで	旧	18.1~33.3 m	0.2780 km
同 上	新	19.7~67.7	0.2780

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県木曾建設事務所長 石井杉男

- 1(1) 路線名 中津川南木曾線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町吾妻1567番の60地先から
木曾郡南木曾町吾妻1567番の48地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年2月27日

- 2(1) 路線名 飯田南木曾線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町吾妻4689番の473地先から
木曾郡南木曾町吾妻4689番の472地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年2月27日

- 3(1) 路線名 開田三岳福島線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町三岳9049番の2地先から
木曾郡木曾町三岳9067番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年2月27日

- 4(1) 路線名 上松御岳線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡上松町小川4197番の1地先から
木曾郡上松町小川4230番の76地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年2月27日

道路管理課

選告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の収支に関する報告書について、エネルギーフォーラム長野及びニューアクションから次のとおり訂正の報告がありました。

平成24年2月27日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊のエネルギーフォーラム長野中
「中部エネルギーフォーラム 3,300,000円 愛知県名古屋市」
を
「ニューアクション 3,300,000円 長野市」
に改め、ニューアクション中

「収入総額 5,280,730円」

を

「収入総額 8,580,730円」

に、

「本年収入額 2,323,622円

支出総額 4,770,189円」

を

「本年収入額 5,623,622円

支出総額 8,070,189円」

に、

「政治団体からの寄附 2,175,100円

小計 2,175,100円」

を

「政治団体からの寄附 5,475,100円

小計 5,475,100円」

に、

「合計 2,323,622円」

を

「合計 5,623,622円」

に、

「中部電力労働組合政治連盟長野県本部
1,093,000円 長野市

小計 2,175,100円」

を

「中部電力労働組合政治連盟長野県本部
1,093,000円 長野市

中部エネルギーフォーラム 3,300,000円 愛知県名古屋市
小計 5,475,100円」

に、

「寄附・交付金 1,000,000円」

を

「寄附・交付金 4,300,000円」

に、

「小計 4,763,511円

合計 4,770,189円」

を

「小計 8,063,511円

合計 8,070,189円」

に改める。

選挙管理委員会